

# 福祉

## 認知症カフェ 今後の実施どう考える 既存システム活用 拡充は要望を勘案

認知症対策

寒川 一郎議員(みらい)

本市で平成26年度から開始された「認知症カフェ」は、次期事業計画においても重点事業として位置づけられており、本人やその家族にとって心強い取り組みである。そこで、取り組みの内容、及び今後の実施に関する市の考え方を問う。  
答 認知症カフェは、本人や家族の他、介護サービス事業者、医療関係者やボランティア等を交えて気軽に交流する場であり、26年度は5回の実施を予定している。今後は、各地域包括支援センターを中心に実施回数を増やし、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう支援していきたい。

外国人に対する生活保護

石崎ひでゆき議員(闘う改革の会)

最高裁は、外国人は生活保護法の対象外と判断した。本来は、自国の政府が自国民を保護すべきといえるが、

### 最高裁判決を受け支給廃止するのか 国通知根拠に支給継続していく

外国人への支給を廃止することについて、本市の考えを問う。また、廃止しないとしても、外国人への支給に当たり、もっと厳しい審査を行うべきではないか。

生活困窮者自立支援法

荒木 詩郎議員(みらい)

平成27年4月から、生活困窮者自立支援法が施行される。同法の施行に当たり、本市の強みや特徴を發揮する

### 対応方針や課題 どのように考えるか 既存の団体と連携し、社会資源を開発

本市には、生活困窮者の支援に取り組む、実行している団体が多く存在していることから、これらの団体と連携していく。また、今までの社会資源を、活用すると共に、拡大していく。また新たに開発していくことが求められていることを認識し、生活困窮者の支援に取り組んでいきたい。

# 監査

## 政務活動費の監査結果 どう認識 意見付する等妥当な内容と考える

住民監査請求

宮田かつみ議員(自由民主党)

住民監査請求等による監査委員監査において、制度上、監査委員の調査権には強制力がなく、その意味では限界を感じている。政務活動費に関する住民監査請求の監査結果についての認識はどのようなものか。  
答 住民監査請求は、住民訴訟と併せて、違法・不当な公金の支出を防止、是正しようとする制度であり、違法性の判断や防止、是正の具体的措置は最終的には裁判所に委ねられている。従って、制度上、監査委員の調査権には強制力がなく、どうしても限界はあるが、透明性の確保に関する意見も付しており、内容は妥当と認識している。

住民監査請求

中山幸紀議員(自由民主党)

政務活動費に関する住民監査請求の報告書には、アンケートに用いたとされる1万5千枚超の切手を誰が

### 切手を貼付して配布 法に触れないか 一般的には、抵触の可能性も

どのように貼付したのかという点に触れていない。事実関係は把握したのか。また、切手は有価物であり、不特定多数への配布は公職禁止に抵触する可能性があるものと認識している。

住民監査請求

佐藤幸則議員(自由民主党)

市川市監査委員告示第3号に關して、平成26年1月中旬から3月にかけて会報を送付するための切手の購入を所有していることについて

### 切手購入日前の会報送付 不合理では 立て替え払いを禁ずる取り決めない

入は3月というところである。この点、個人の所有している切手を使い、購入はその補填のためだったとの報告がある。個人が大量の切手を送付するところである。と一見して不合理であると感じなかったのか。  
答 切手購入日前の会報の送付に關しては、切手代金は年度末に精算したとの回答があった。政務活動費に關する手引きの中には立て替え払いを禁止する取り決めはなく、これにより切手が使用されていないとは判断できないところである。

# 保健・医療

健康都市の取り組み

かつまた 竜大議員(民進連合社)

米国では、1977年に発表された「マクガバン・レポート」を契機に食生活の改善とこれに伴う疾病予

### 食生活の改善に向けた市の施策は 講座や指導等で知識と実践を後押し

防が進んだといわれる。しかし、今の日本は逆に食生活の欧米化が進み、それに伴う疾病が増加している。健康都市を宣言している本市での、こうした状況に対する取り組みについて問う。  
答 本市では、健全な食生活の取り組みとして、生活習慣改善講座、特定保健指導、健康都市推進講座や食生活改善推進員による活動等を行っている。健康寿命の延伸はバランスの良い食生活の知識と実践が必要であり、今後も市民の健康づくりを進めていく。

東京ベイ・浦安市川医療センター

田中幸太郎議員(みらい)

東京ベイ・浦安市川医療センターがより社会に役立つ施設となるためには、救急基幹センターの再指定を

### 災害拠点病院等の指定に向け進捗は 県とセンターが折衝 市も支援する

受けるべきである。また、行徳地域にない災害拠点病院の指定も受けるべきとも考える。両指定の取得について、市の考えを問う。  
答 救急基幹センターは、高度な診療機能を持つ医療機関に対し、県が指定を行うもので、同センターは指定を受けるための要件を満たしていると考え。災害拠点病院は、国の要綱の基準を満たす必要があり、同センターは指定に向け積極的に取り組んでいる。浦安市と連名で県に要望する等、今後も支援していく。

# 監査

住民監査請求

越川雅史議員(無所属ネット)

政務活動費に関する住民監査請求の監査結果では、3千枚の切手を貼付したアンケート回答用葉書を直接

### アンケート調査の実施 確認したのか 実施日時等の確認はしていない

手渡ししたとある。平成25年6月定例会と重複する15日間3千人の市民を対象に対面で行ったことになり、監査委員はこれについて、期間等一見して不合理と思われる。実施の参考としたい。

住民監査請求

湯浅止子議員(無所属ネット)

監査委員による監査には調査権限に限りがあるとのことである。監査に当たり、市の内部の者に対して調査

### 市内部の者に調査 遠慮があるのでは 公正不偏の立場で実施している

を実施するのは、遠慮があったり、やりにくい部分があるのではないかと。外部の第三者機関等に調査を依頼することも考えられるが、内部の者が調査をしなければならぬのか。  
答 住民監査請求の請求人から、個別外部監査で実施するように要求があれば、監査委員が判断し、市長に報告する等の手続きを踏んで実施する可能性はある。また、調査に当たっては監査委員に内部という意識はなく、公正不偏な立場で調査を行い、判断している。